

## 全頁複写確認書

全頁複写する資料の請求記号・資料名

上記資料について全頁複写が認められる著作権法上の理由(該当する理由に○を付けてください)

- A) 1850年以前に刊行された資料(一律で著作権保護期間満了とみなします)
- B) 著作権の保護期間が満了している
- C) 著作権の保護対象ではない
- D) 全頁複写について著作権者の許諾を得ている
- E) 「著作権者不明等の場合の裁定制度」により文化庁長官の裁定を受けている
- F) 上記以外

上記の理由について、詳細を記載してください。

記入例(Aの場合):1756年刊

(Bの場合)著者名:○○○ 没年:1957年(Wikipediaより)

全頁複写申込にあたっての確認事項(裏面参照)について全て確認し、同意した上で全頁複写を申し込みます。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_\_  
氏名(自署)

## 全頁複写申込にあたっての確認事項

- 著作物全体の半分以上の複写(以下「全頁複写」)の申込にあたっては、著作権法上の問題がないことを申込者自身が確認してください。
- 著作権に関する調査が必要な場合は、申込者自身で調査してください。東京大学東洋文化研究所 図書室(以下「図書室」)では、当該資料中に記載された著者名や刊年などの情報のみ提供します。
- 著作権法上の問題がないと図書室が確認できない場合は、個人による全頁複写を許可しません。
- 全頁複写可否の判断に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

著作権法上の問題がない場合も、以下の資料については全頁複写できません。

- 劣化などのため、専門業者による撮影でも破損の恐れがある資料
- 他館所蔵資料の複製本などで、原資料の所蔵館により複写不可とされている資料
- 内容により複写不可と指定されている資料(個人情報掲載資料など)
- 申込者自身の調査研究が目的ではない場合(出版・放映等は別途利用申請が必要です)
- その他の理由で全頁複写不可と判断される資料

全頁複写にあたっては以下のような条件が付されます。

- 資料保護上必要な場合は、図書室が複写方法を指定します。線装本や劣化資料などは、原則として専門業者による撮影のみとなります。
- 業者撮影などの過程で作成されたマイクロフィルムや電子ファイルなどの複製物については、東京大学東洋文化研究所に寄贈することを条件とします。図書室は、寄贈された複製物を以下の方法で利用に供することができるものとします。
  - マイクロフィルム:館内閲覧、複写(印刷)
  - 電子ファイル:館内閲覧、インターネット公開(公開可能資料のみ)

出版・放映等、公開を目的として複製物の一部または全体を利用する場合は、利用申請が必要です。

「全頁複写が認められる著作権法上の理由」の記入方法

### 著作権の保護期間が満了しているもの

著作権保護期間が満了していることを示す情報を記入してください。必要な場合は情報源の写しも添付してください。

日本の著作権法における著作権保護期間は以下の通りです。

- 個人の著作物:著者の没後70年(2018年12月29日以前は没後50年)
- 団体の発行物:発行後70年(2018年12月29日以前は発行後50年)

当研究所所蔵資料のうち1850年以前に刊行された著作物については、一律で著作権保護期間が満了しているものとみなします。

資料が複数著者による著作物で構成されている場合、個々の著作物について著作権の確認が必要です。著作権保護期間中の場合は、個々の著作物を全頁複写することはできません。ただし「発行後相当期間を経過した定期刊行物」に掲載された個々の著作物は全頁複写可能です。

日本国民以外の著作物については、著作権関係条約、戦時加算、本国における著作権の存続期間などの確認も必要となる場合があります。

### 著作権の保護対象ではないもの

著作物とは認められないもの、法令・通達・判決文等、日本と著作権に関する条約関係がない国の著作物などが該当します。

### 全頁複写について著作権者の許諾を得たもの

ご自身で著作権者の許諾を得て、申込者が全頁複写を入手することを許諾する旨の文面に著作権者の署名を受けた「全頁複写許諾書」を提出してください。

### 「著作権者不明等の場合の裁定制度」により文化庁長官の裁定を受けたもの

裁定結果の写しを提出してください。

### 上記以外

全頁複写が認められる著作権法上の理由を詳細に記述してください。